

## 日本ガイシ株式会社及び日立化成株式会社の不適切行為に関する 東海第二発電所及び敦賀発電所2号機の調査状況の報告について

当社は、日本ガイシ株式会社及び日立化成株式会社における不適切行為<sup>※1</sup>の公表を受け、東海第二発電所及び敦賀発電所2号機における同社製の部材の納入状況、使用設備及び影響について自主的に調査し、本日、その結果を原子力規制庁に報告しました。

調査の結果、日本ガイシ株式会社で不適切行為のあった製品（がいし等）については、東海第二発電所及び敦賀発電所2号機の変圧器等に使用していることを確認しましたが、過去の検査結果等から設備の健全性を確保するために必要な技術基準<sup>※2</sup>を満足することを確認しました。

また、日立化成株式会社で不適切行為のあった製品（産業用鉛蓄電池）については、東海第二発電所の非常用系直流電源設備等に使用していることを確認しましたが、製造プロセスが適切であることや、出荷時における立会試験の記録等から、蓄電池容量の要求性能を満足することを確認しました。なお、敦賀発電所2号機では、当該製品は使用していないことを確認しました。

これらに加えて、両社の当該製品を使用している設備は、これまでの巡視点検や定期点検で異常が無いことを確認していることから、当社としては継続して使用できるものと判断しました。

当社としては、引き続き、両社の公表状況を注視していきます。

※1：日本ガイシ株式会社は、同社が出荷した「がいし」等の一部製品について、社内規定に従った出荷検査には全て合格しているものの、顧客との間で定めた受渡検査を契約通り実施していなかった。日立化成株式会社は、同社の名張事業所で生産した産業用鉛蓄電池の一部製品について、顧客との間で定めた電池容量に関する出荷時の試験方法とは異なる社内の試験方法を採用し、さらに実測値とは異なるデータを試験成績書に記入して顧客に提出していた。

※2：電気設備に関する技術基準を定める省令、原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令

以上